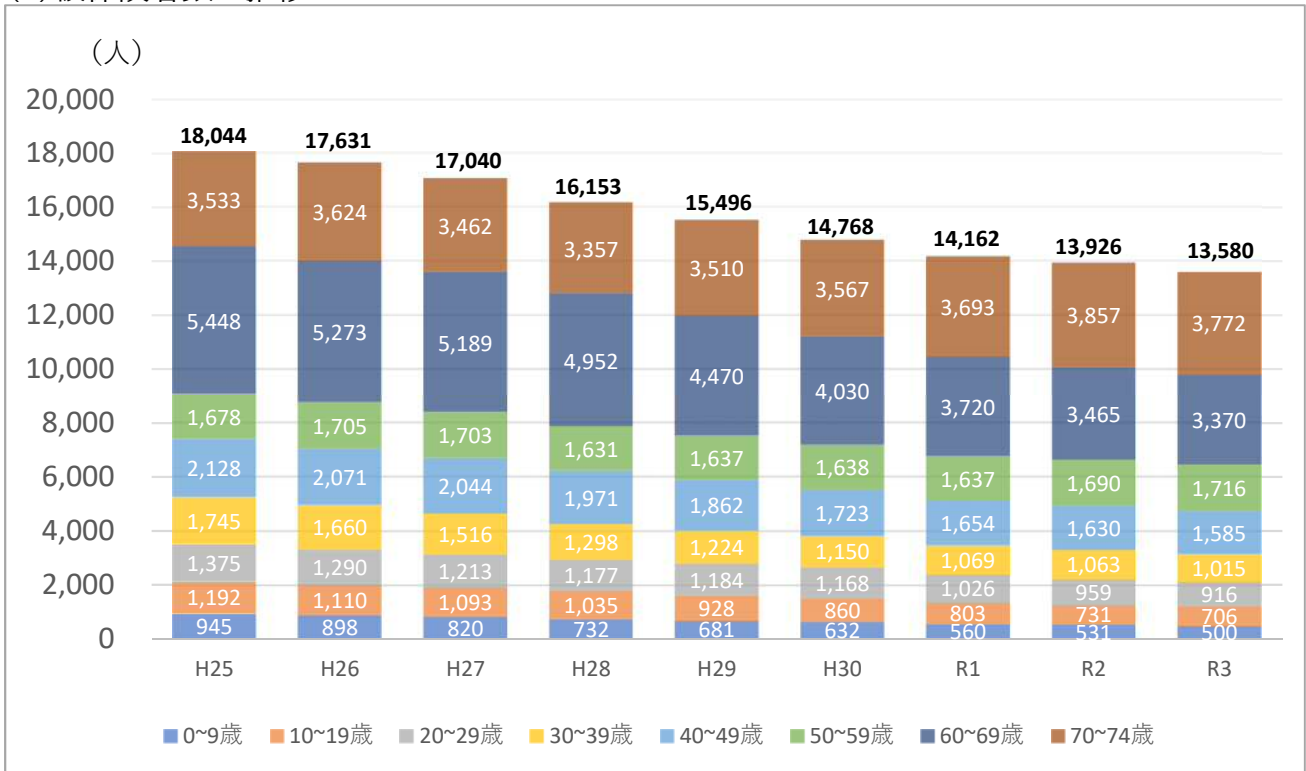


令和4年度第1回日進市国民健康保険運営協議会
資料

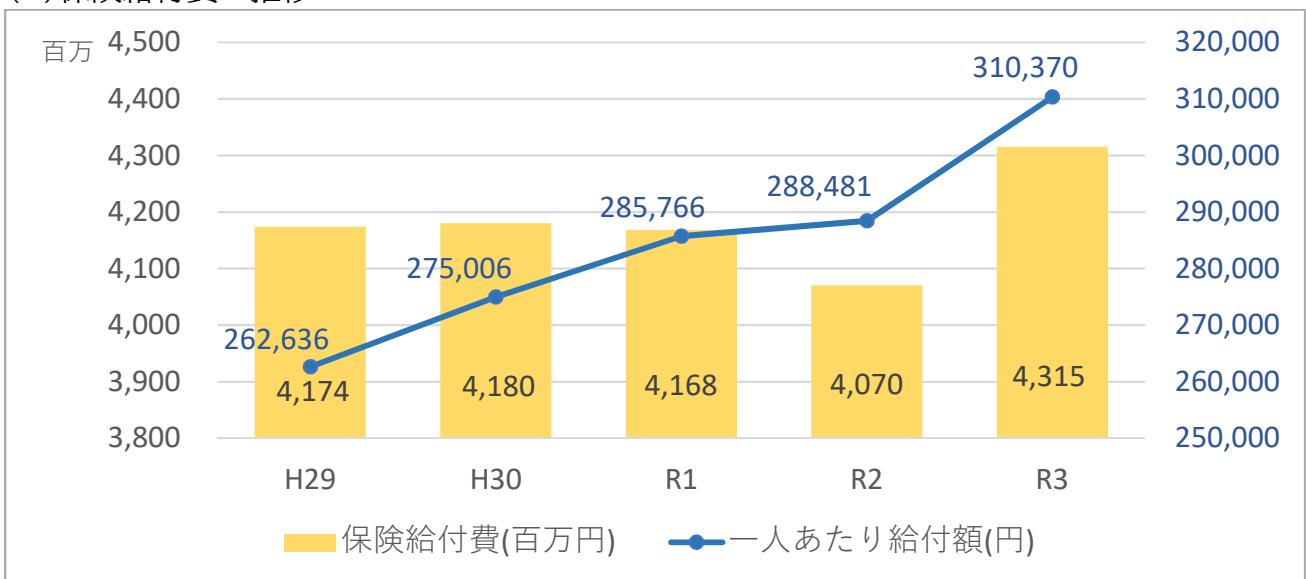
1. 国民健康保険の現状

(1) 被保険者数の推移



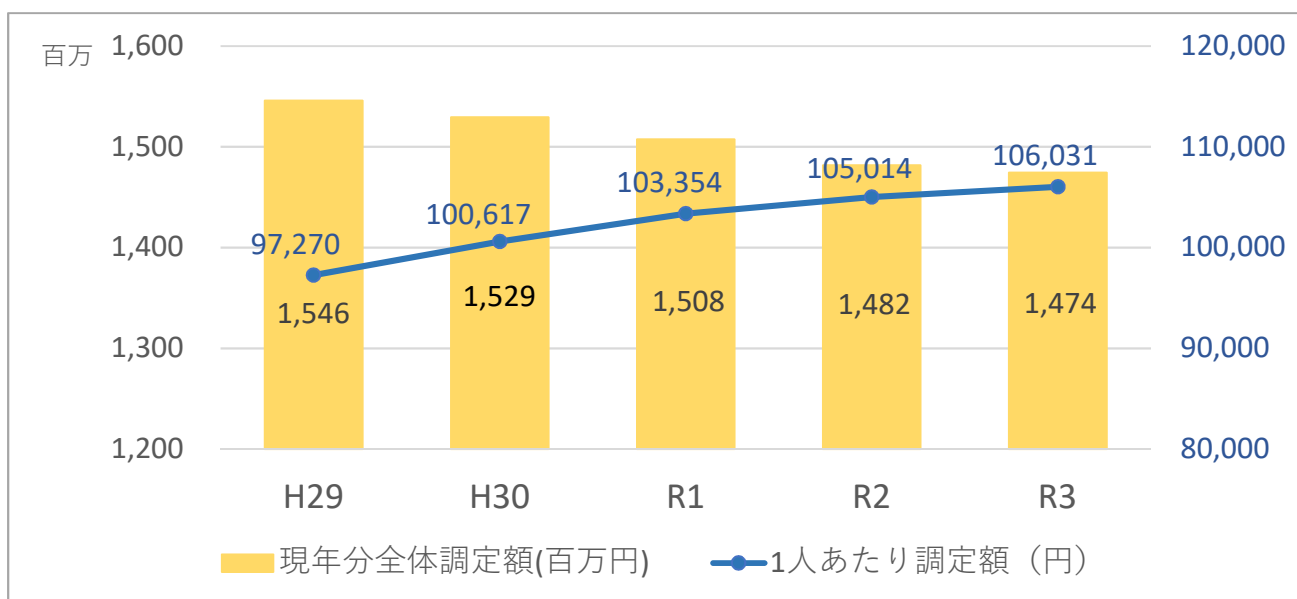
国民健康保険の被保険者数は、年々減少しています。今後も、社会保険適用拡大や団塊世代の後期高齢者医療制度への移行により減少傾向が続くと予想されます。また、令和3年度末時点で被保険者のうち60歳以上の割合が52.6%で全体の半数以上を占めています。

(2) 保険給付費の推移



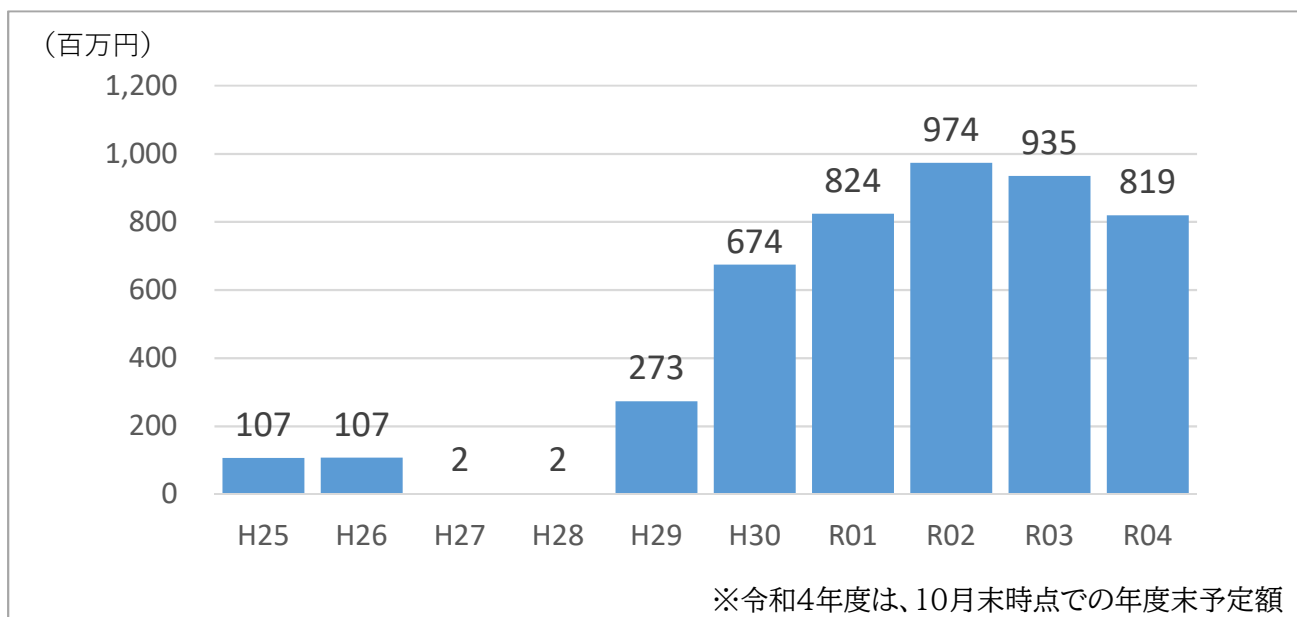
一人あたりの保険給付費は、単年度約4%の伸び率で推移していました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でほぼ横ばいでしたが、令和3年度は、回復しています。

(3) 国民健康保険税の推移



国民健康保険税の1人あたり調定額は、増加しています。一方で、調定額総額は、被保険者数の減少等により減少しています。

(4) 運用基金保有額の推移



運用基金については、平成29年度以降積立額が増加し、令和2年度末時点での運用基金保有額は、約9億7,400万円でした。令和3年度以降は、国民健康保険特別会計の収入不足の補てん財源として計画的に繰り出すこととしています。

2. 令和5年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率 (仮算定結果)について

国民健康保険事業費納付金

区 分	R4仮算定 ①	R4本算定	R5仮算定 ②	② - ①
医療給付費分	14億6,986万円	14億2,679万円	15億736万円	+3,750万円
後期高齢者 支援金分	4億7,533万円	4億6,725万円	5億2,568万円	+5,035万円
介護納付金分	2億1,220万円	1億9,653万円	1億9,178万円	△2,042万円
納付金合計	21億5,739万円	20億9,057万円	22億2,482万円	+6,743万円
一人当たりの金額	161,226円	156,230円	170,404円	+9,178円

標準保険料率

区 分	R4 現行税率	R4仮算定 ①	R4本算定	R5仮算定 ②	② - ①
所得割	10.05%	11.65%	11.14%	12.05%	+0.4%
均等割	40,900円	51,863円	49,461円	53,942円	+2,079円
平等割	32,200円	31,899円	30,495円	32,966円	+1,067円

令和5年度仮算定結果は、保険給付費の伸びや団塊世代の後期高齢者医療制度への移行により6,743万円増加の22億2,482万円となりました。

なお、今回の算定には、後期高齢者の窓口負担割合の見直しによる影響が満年化する影響を見込んでいないとされています。そのため、本算定時にこれが見込まれることで、事業費納付金が減少する方向に働きます。

仮算定時の収入不足額

【単位：万円】

事業費納付金	−	保険税収入	繰入金・特別交付金収入	=	不足額
222,482		136,963	41,519		44,000

3. 国民健康保険税改定方針の検証について

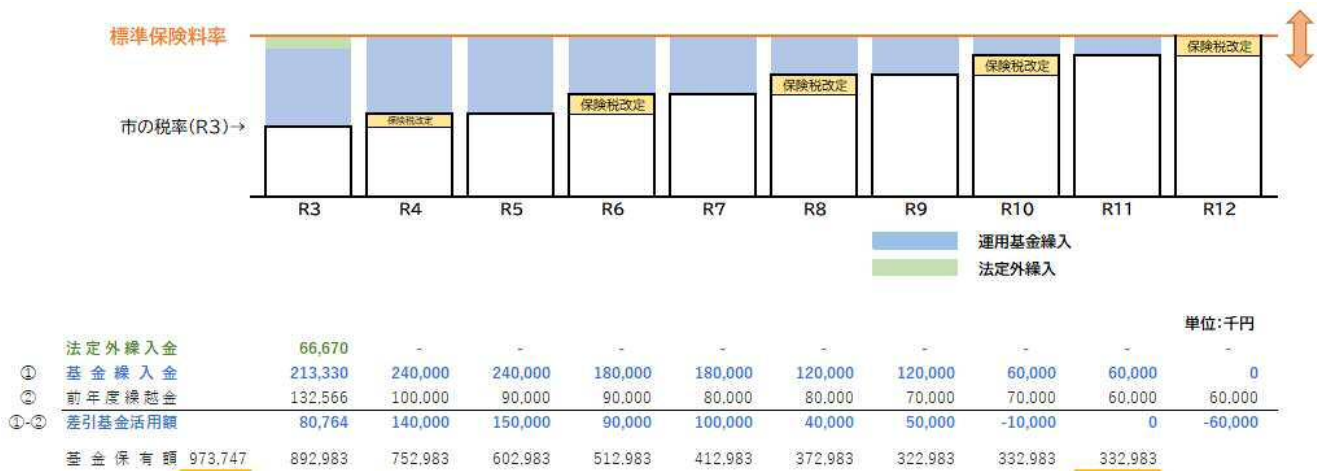
(1) 国民健康保険税改定方針

令和3年度に策定した「国民健康保険税改定方針」は、次の通りです。

- ① 国民健康保険税の改定を隔年とし、標準保険料率への到達年度を令和12年度とする。
- ② 赤字補てん目的の法定外繰入れを取りやめ、運用基金を標準保険料率到達までの間の収入不足の財源とする。

下図は、令和3年度時点での「国民健康保険税改定方針」における税率見直しのイメージ図と運用基金活用額の試算です。(令和3年度第1回運営協議会資料より)

令和4年度以降は、保険税改定を2年毎とし、計画的かつ段階的に標準保険料率への到達を目指します。これにより、国保加入者の保険税負担が短期間で著しく増加しないよう配慮します。また、標準保険料率到達までの収入不足の財源として運用基金を約6億4,000万円活用する見込みでした。

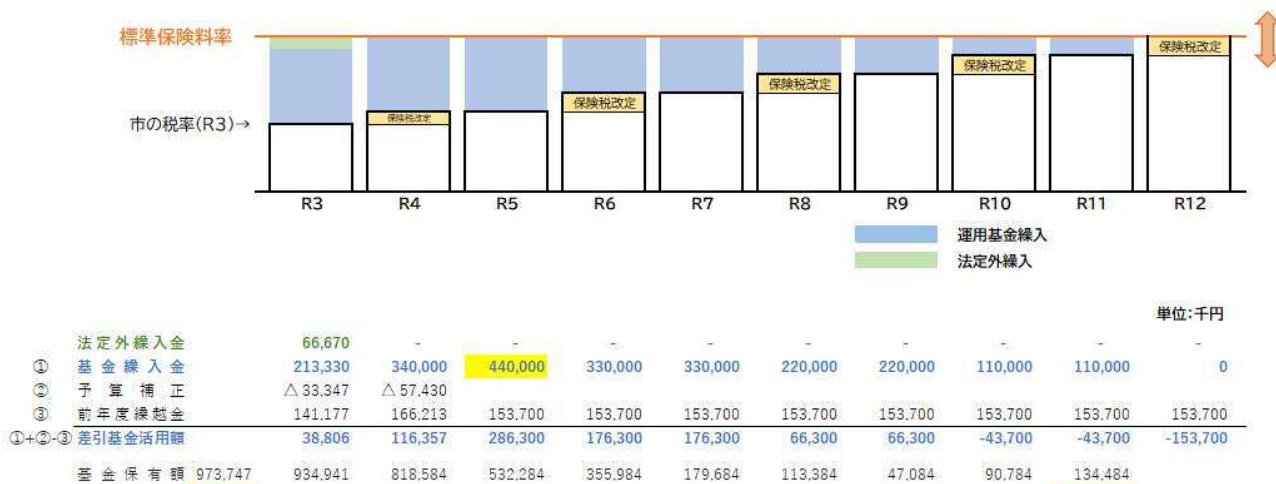


国民健康保険税改定のイメージと運用基金活用額の試算(R3.8月時点)

(2)運用基金活用額の試算

ここでは、現行の「国民健康保険税改定方針」の見直しが必要かどうかを確認します。

以下は、3.(1)の運用基金活用額の試算について、2. で示した令和5年度仮算定結果及び令和3年度決算値など現時点で判明している数値を反映したものです。



国民健康保険税改定のイメージと運用基金活用額の試算(R4.12月時点)

令和3年度の基金活用額は、当初見込額 80,764千円でしたが、前年度(R2)繰越金及び補正予算による減額により、38,806千円でした。次に、令和4年度の基金活用額は、当初見込額 140,000千円でしたが、前年度(R3)繰越金及び補正予算による減額を加味すると現時点で 116,357千円となる見込みです。令和5年度の基金活用額は、2. で示した収入不足額 440,000千円から前年度繰越金の見込額(R3とR4の平均値を採用)153,700千円を差し引いた 286,300千円の見込みです。令和6年度以降の基金繰入金(①)は、令和5年度の収入不足額である 440,000千円から保険税改定に合わせて2年毎に 1/4 ずつ減額された金額となります。

試算の結果、基金活用額は、約8億3,900万円で、運用基金の不足には至らないことから、「国民健康保険税の改定方針」については、現行どおりとします。ただし、基金繰入額が増加傾向にあることから、引き続き、事業費納付金及び標準保険料率の動向に注視しながら、定期的に検証を実施し、必要に応じて「国民健康保険税改定方針」の見直しを行います。

国民健康保険制度のしくみ

11月と1月の2回

保険給付費(医療費)を推計し、推計結果から市町村ごとの納付金を決定
また、市町村が納付金を納めるために必要な標準保険料率を示す

標準保険料率を参考に保険税を決定

①納付金の決定
標準保険料率の提示

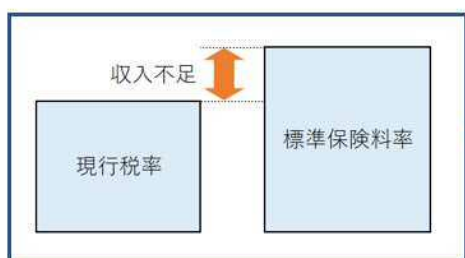
②保険税の賦課



④納付金の支払い

③保険税の支払い

徴収した国保税等を財源として愛知県に納付金を支払う



歳入		歳出	
繰入金		総務費・保健事業費	
国民健康保険税		事業費納付金	
特別交付金			
普通交付金		保険給付費	
※市町村が支払う事業費納付金や公費が財源		※普通交付金によって賄われる	
保険税(標準保険料率) + 公費 = 事業費納付金			

財政運営の責任主体である愛知県は、県全体の保険給付費を推計し、その財源となる各市町村が負担すべき事業費納付金を決定します。併せて、市町村ごとの標準保険料率(事業費納付金を納めるために必要な税率)を示します。(図の①)

市町村は、標準保険料率を参考に保険税率を決定し、保険税の賦課徴収を行います。(図の②、③)

市町村は、被保険者から徴収した保険税等を財源として事業費納付金を愛知県に支払います。(図の④)

事業費納付金は主に保険税収入で賄われますが、そのために必要な税率が標準保険料率です。市町村が決定している税率が標準保険料率より低いとその差が収入不足となり、運用基金等からの繰入れが必要となります。

一方で、保険給付に必要な費用は、普通交付金として愛知県から各市町村へ支払われます。

この県単位化のしくみは、平成30年度から始まっており、市町村が保険給付費の急激な増加に対して財源を確保しなければならないリスクが解消されています。